# 第6章 補助金·相殺措置

## 1. ルールの概観

#### (1) ルールの背景

補助金は、国の政策を実現する手段の1つとして、多くの国において贈与(通常の補助金)、税の減免措置、低利融資、出資、輸出信用等様々な形態により広く交付されている。また、補助金は、目的別に見た場合には、(i)輸出補助金、(ii)国内産品優先使用補助金、(ii)産業振興補助金、(iv)構造調整補助金、(v)地域開発補助金、(vi)研究開発補助金等に分類され、受益者に着目して見た場合には、(ア)補助金の交付が特定の企業又は産業に限定されない補助金(特定性のない補助金)と(イ)補助金の交付が特定の企業又は産業に限定される補助金(特定性のある補助金)に大別される。

このような補助金は、場合によっては自国の産業を必要以上に保護し、ひいては自由な貿易競争を歪曲することにもなりかねないことが広く認識されている。例えば、補助金の交付を受けた産品の輸出が当該産品の輸入国の国内産業に損害を与えたり、国内産品への補助金の交付が競合する同種の産品輸入を減少させたり(輸入代替)、補助金の交付を受けた産品の競争条件が第三国市場において有利となったり(第三国代替)する場合である。

WTO補助金・相殺措置協定では、贈与、貸付、 出資、債務保証、税減免、政府調達、並びに政府 による物品やサービスの提供等、受領者に利益が 生じる政府の制度を広く「補助金」として規律の 対象とした上で、農産品を除くすべての産品(林 水産品含む)に関し、特に貿易歪曲効果が高い輸 出補助金と国内産品優先使用補助金の交付を原則 禁止している。

更に、交付が禁止されない補助金であっても、 補助金を交付された産品の輸出が当該産品の輸入 国の国内産業に損害を与えている場合には、一定 の手続に従って輸入国政府が相殺関税を賦課する 等の措置を認めている。

また、農産品に関しては、農業協定でルールを 定めており、輸出補助金及び国内助成の削減義務 等を課している。

## (2) 法的規律の概要

#### ①補助金協定

補助金に関する法的規律については、GATT第6条、第16条に基本原則が規定されているほか、補助金一般に関する実施規定として「補助金及び相殺措置に関する協定」(以下「補助金協定」と言う)がある(注1)。

現行補助金協定は、東京ラウンドにおいて策定された「関税及び貿易に関する一般協定第6条、第16条及び第23条の解釈及び適用に関する協定」 (以下「旧補助金協定」と言う)に代わる新たな規律としてウルグアイ・ラウンドにおいて策定されたものであり、旧補助金協定と比較して、定義

#### 第Ⅱ部 WTO協定と主要ケース

の明確化及び相殺関税に関する規律の強化・明確 化等が図られた。

現行補助金協定では、対象となる補助金の定義を規定した上で、同定義に該当する補助金をその目的・性格等によって3つのタイプに分類(トラフィック・シグナル・アプローチ)して、それぞれの分類ごとに相殺措置や救済措置との関係・手続を規定した上(図表6-1参照)、開発途上加盟国に対する優遇措置や市場経済移行加盟国に対する経過措置等(図表6-2参照)が規定された。

なお、(a)「著しい害」の推定規定(補助金協定 第6条第1項)、(b)グリーン補助金(補助金協定 第8条、第9条)の規定については1999年末まで の暫定適用(補助金協定第31条)であることから、 1999年末までに適用延長の可否について決定する ことになっていた。しかしながら、一層の開発途 上国配慮を前提に適用延長を認める立場の開発途 上国と、開発途上国へ配慮とは関連づけずに同規 定の単純延長のみが適当であるとする先進国等と の対立により、コンセンサスが得られず、1999年 末に著しい害の規定及びグリーン補助金の規定は 共に失効した。

これにより、悪影響を及ぼすと考えられるイエロー補助金(相殺関税措置及び救済措置の対象となる補助金)の1つである他の加盟国の利益に著しい害を及ぼす補助金について紛争解決手続で争う場合、著しい害の証明は補助金協定第6条第3項に規定する定性的基準により行うこととなった(注2)。

また、グリーン補助金規定(補助金協定第8条、 第9条)の失効により、特定性のある補助金はす べて相殺措置の対象となった。

つまりそれまで相殺関税措置の対象とならなかった補助金協定第8条第2項に定める(i)研究開発補助金、(ii)地域開発補助金、(iii)環境補助金についても、特定性のあるものについては相殺関税措置の対象となっている(注3)。

(注1) 農業については「農業に関する協定」が別 途定められているところであるが、林産物及 び水産物についてはこの補助金協定が適用さ れる。

#### (注2)

# ①「著しい害」の推定規定(第6条1項=ダークアンバー補助金)

他の加盟国の利益に対する「著しい害」が 存在すると推定される補助金として、(a) 補助率5%超の補助金、(b) 営業損失補助金、 (c) 政府債務の直接免除を規定。

#### ②著しい害が生じる場合(第6条3項)

他の加盟国の利益に対する「著しい害」がいかなる場合に生じうるかに関して、以下の4つのケースを示している。(a) 補助金交付国市場における他国からの輸入代替又は妨害、(b) 第三国市場における他国からの輸出の代替又は妨害、(c) 補助金つき産品の著しい廉価販売、又は価格の抑制、価格の引き下げ、売上の損失を生じさせている場合、(d) 特定の一次産品の世界市場でのシェア拡大。

#### (注3)

# グリーン補助金の範囲(第8条)及び救済措置 (第9条)

相殺関税措置の対象とならない補助金(グリーン補助金)として、特定性のない一般利用可能補助金(第8条1(a))、並びに特定性のある補助金で一定の要件を満たす研究開発補助金、地域開発補助金及び環境保全補助金を定義(第8条1(b))。特定性のあるグリーン補助金により著しい悪影響を生じた場合の協議及び救済措置を規定(第9条)。

殺

関税措置及び救済措置の

対

#### <図表6-1> 補助金協定の現状

特定性のある補

助

レッド補助金=禁止補助金=輸出補助金と国内産品優先使用補助金

- ・輸入国は相殺関税措置をとることができる。
- ・他国から紛争処理手続に申立てられた場合、最終的に補助金の廃止を勧告される。勧告に従 わない場合、申立国は対抗措置をとることができる。
- ・参考条文:第3条、第4条

### イエロー補助金=悪影響を及ぼす補助金

悪影響とは、

- ①他国の国内産業に対する損害
- ②関税譲許の無効化又は侵害
- ③「著しい害」の存在

第6条第1項(ダークアンバー補助金)

及び第6条第3項

- ・輸入国は相殺関税措置をとることができる。
- ・他国から紛争処理手続に申立てられた場合、 悪影響を除去する措置又は補助金の廃止を勧 告される。勧告に従わない場合、申立国は対 抗措置をとることができる。

参考条文:第2条、第5条、 第6条第3項、第7条

#### ダークアンバー補助金

- = 「著しい害」が推定される補助金
- = 補助金の総額が産品の総額の5%を超 える場合又は産業あるいは企業の営業 上の損失を補てんする補助金又は債務 の直接的な免除
  - ·参考条文:第6条第1項

1999年末で失効

#### グリーン補助金

- = 特定性はあっても相殺関税措置の対象 とならない補助金。但し、著しい悪影 響がある場合は救済措置の対象となる。
  - ·研究開発補助金
  - · 地域開発補助金
  - ・環境保全補助金
  - ·参考条文:第8条、第9条

」 1999年末で失効

特定性なり

#### 特定性を有しない補助金

(このカテゴリーの補助金を「グリーン補助金」と呼ぶこともある)

※ 上記補助金に係る紛争について、レッド補助金は第4条に、イエロー補助金は第7条に通常のWTO紛争解決手 続よりも短縮された日数が設定されている。また、同条文によれば協議の際に「入手可能な証拠」を付すること とされており、通常の協議要請と異なる。

245

<□=C O>	ᅡᄴᅜᅷᇠᄉ	/**·L+***	1-88+7万98世界では20日世界
く凶衣ローピン	レット無助金	(崇止無助金)	に関する優遇措置及び経過措置

	後発開発途上国	国内産品優先使用補助金禁止
後発開発途上国	不適用	WTO協定発効後8年間不適用
補助金協定附属書VI(Ib)の開発 途上国 (1人当たりのGNIが1,000ドル 未満 <sup>(注1)</sup> )	不適用	WTO協定発効後 5 年間不適用
その他の開発途上国	WTO協定発効後8年間不適用。 但し、下述(3)のとおり、19か国 の輸出補助金について延長が承認 されている。	WTO協定発効後 5 年間不適用
先進国	加盟後3年間不適用	加盟後3年間不適用
市場経済移行国	WTO協定発効後7年間不適用	WTO協定発効後7年間不適用

(注1) ドーハ閣僚宣言パラグラフ10.1で、①一人当たりGNIが1990年換算で直近3年連続1,000USドルに達しない、②一人当たりGNIが世銀最新の現行ドル換算で1,000USドルに達しない限りは附属書VI(Ib)の開発途上国に留まる、という卒業要件が定められた。なお、パラグラフ10.4では、これらの要件により附属書VI VIIを外れても、一人当たりGNIが1,000USドルを下回った場合には、再び附属書VIIの規定を受けることができるとされた。なお、中国については加盟議定書第10条第3項により、加盟時に、輸出補助金及び国内産品優先使用補助金を即時廃止することとされた。

#### ②農業協定(補助金関係)の概要

農産品に対する補助金(国内助成措置及び輸出 補助金)については、農業協定に定めるところに よるとされている(農業協定第21条参照)。

#### (a) 国内助成 (第6条及び第7条)

- (i) 国内助成を削減対象(「黄」)と削減対象外(「緑」、「青<sup>(注1)</sup>」)の政策に分類する。
- (ii) 次のような政策は、一定の条件を満たした場合「緑」の政策とする。
  - ・研究、普及、検査、農村基盤整備、市場 活動等に関する一般サービス
  - ・食糧安全保障目的の備蓄
  - · 国内食糧援助
  - ・生産と直接結びつかない (デカップリング) 所得支持
  - ・収入の大幅減少に対する補償
  - ・自然災害に対する補償
  - ・生産者引退、農地転用及び投資援助によ る構造調整
  - ・環境対策
  - · 地域援助対策

- (注1)「青」の政策とは、生産制限計画による直接支払いのうち、次のいずれかの要件を満たすもの
  - イ. 一定の面積及び生産に基づいて行われる支払い

(EU共通農業政策に基づく穀物生産者 に対する面積当たりの補償支払等)

- ロ. 基準となる生産水準の85%以下の生産について行われる支払い
  - (日本の稲作経営安定対策等)
- ハ. 一定の頭数について行われる家畜に 係る支払い

(EU共通農業政策に基づく子付き雌牛の飼養者に対する基準年の頭数を上限とした補償支払等)

(iii) 削減対象外の政策を除くすべての政策 (「黄」の政策) について、総合的計量手段 (AMS (注2)) により支持の総額を計算し、 6年間にわたってその総額の20%の削減を 行う。但し、特定の産品の国内助成の額が その産品の生産総額の5%以下である場合 等には、この国内助成はAMSに含める必要

はない。

(注2) AMS: Aggregate Measurement of Supportとは、農産品や農業生産に関 する支持の規模を示すものであり、市 場価格支持、削減対象から除外されな い直接支払い等が該当する。個別の産 品について計算されるほか、産品特定 的でない支持については、全体の金額 ベースで計算される。なお、基準年は 1986~1988年とする。

#### (b) 輸出競争 (第8条~第11条)

- (i) 直接的な輸出補助金を対象として、6年 間にわたって輸出補助金支出額を36%及び 輸出補助金付き輸出数量を21%削減する。
- (ii) 基準年は1986~1990年とする。
- (iii) 各加盟国は、協定及び自国の譲許表に明 記されている約束に従って行う場合を除く ほか、輸出補助金を交付しないことを約束 する。

# (c) 妥当な自制(いわゆる平和条項)(第13条)

(農業協定第1条(f)により2003年末で失効)

協定適合的な国内助成、譲許表に反映されてい る国内助成・輸出補助金については、補助金協定 上の相殺関税措置及び救済措置の対象から除外さ れるというもの。

なお、農業協定(補助金)に係る紛争について は、WTOの紛争解決手続が適用される。

## (3) 輸出補助金廃止期限の延長

補助金協定第3条第1項(a)は輸出補助金を禁 止しているが、補助金協定第27条第2項(a)に より補助金協定附属書VII(a)(b)に規定する開発 途上加盟国は適用除外とされている。ドーハ実施 閣僚官言パラグラフ10.1で補助金協定附属書VII(b) の実施要件が定められ、2008年末現在、18か国が 適用除外となっている(図表6-3参照)。

一方、補助金協定附属書VII(a)(b)以外のその

他の開発途上国については、補助金協定第27条第 2項(b)により、補助金協定発効から8年間(つ まり2002年末まで)は適用除外とされていた。更 に、補助金協定第27条第4項は猶予期間満了日の 1年前までに開発途上国は委員会と協議し、委員 会の決定がある場合には適用除外期間の延長を認 める旨定めている。この規定に基づき、延長申請 を行った25か国の輸出補助金の延長の可否につい て、2002年1月より補助金・相殺措置委員会で審 議を行った。

審議の手続は、①ドーハ閣僚宣言パラグラフ 10.6に基づく小規模経済国に認められる特別の延 長手続(委員会が定めた一定の要件を満たせば原 則として2007年末まで延長を認められる(要件に ついてはG/SCM/39) ものと、②通常の補助金協 定第27条第4項に基づく延長手続(1年ごとに延 長の可否を審議)の2つがある。上記①について は、1年にわたる審議の結果、延長の権利留保 (審議の対象外) (※) を行った4か国(図表6-4-③参照) 及び申請を取り下げた1か国を除く 20か国の輸出補助金について、2002年12月19日ま でに補助金委員会で延長が認められた。2006年末 をもって段階的廃止期間が終了したコロンビアを 除き、19か国の輸出補助金について、2007年末ま での延長が認められていたが(手続の別について は、図表6-4参照)、2006年4月、バルバドス 等14か国は共同で、特例を2018年まで延長するよ う求める提案を補助金委員会で行い (G/SCM/W/535)、16か月の協議を経て2007年8 月に、再延長期限を2013年までの6年間とし、 2014年及び2015年の2年間を最終移行期間とし、 今後再延長を認めないことで合意した。また、前 回(2002年)の延長時に延長の権利留保(審議の 対象外)を行った4か国(図表6-4-③参照) の取り扱いについては、前回同様、最終移行期間 終了である2015年を援用の終期とした。

#### <図表6-3> 補助金協定附属書Ⅶ(b)により輸出補助金が認められる国々(18か国)

ボリビア、カメルーン、コンゴ、コートジボワール、エジプト、ガーナ、ガイアナ、ホンジュラス、インド、インドネシア、ケニア、ニカラグア、ナイジェリア、パキスタン、フィリピン、セネガル、スリランカ、ジンバブエ

(注1) ドミニカ共和国、グアテマラ、モロッコは、1,000USドル(図表  $6-2^{(i\pm 1)}$ 参照)の計算方法が確立されたことから、2003年に補助金協定附属書VII(b)から外れた。(G/SCM/110)

#### <図表6-4> 申請を行った輸出補助金の延長が認められた国々

注: ( ) 内の数字は延長が認められた補助金制度の数

①ドーハ閣僚宣言パラグラフ10.6に基づく小規模経済国に認められる特別の延長手続により延長が認められた輸出補助金制度を有する国(19か国)

アンティグア・バブーダ (2)、バルバドス (5)、ベリーズ (4)、コスタリカ (2)、ドミニカ (1)、ドミニカ (1)、ドミニカ (1)、ドミニカ (1)、ドミニカ (1)、ドミニカ (1)、アカ共和国 (1)、エルサルバドル (1)、フィジー (3)、グレナダ (3)、グアテマラ (3)、ジャマイカ (4)、ヨルダン (1)、モーリシャス (2)、パナマ (2)、パプアニューギニア (1)、セント・ルシア (3)、セント・キッツ・アンド・ネービス (1)、セント・ビンセント・アンド・グレナディン (1)、ウルグアイ (1)

(注2) コロンビアの輸出補助金制度は2004年末(段階的廃止期間を含めて2006年末)までの延長。

②通常の補助金協定第27条第4項に基づく延長手続により延長が認められた輸出補助金制度を有する国現在は存在しない。

(バルバドス(4)、エルサルバドル(1)、パナマ(1)、タイ(2)の輸出補助金制度は、2003年末(段階的廃止期間を含め2005年末)まで延長され、既に終了)

③権利留保(※後発開発途上国である限り輸出補助金が禁止されない(補助金協定第27条2項(a)、附属書VII)が、将来において後発開発途上国でなくなった場合の延長の権利留保( ボリビア、ホンジュラス、ケニア、スリランカ

#### (4) 最近の動向

補助金相殺関税の賦課について、我が国ではWTO発足以前において調査を行った事例が1件(注)あるのみであったが、韓国ハイニックス社製DRAMに対して2004年に調査を開始し、2006年1月より27.2%の相殺関税を賦課していた。その後、2007年12月の上級委報告を踏まえた再調査の結果、2008年9月1日より相殺関税率を9.1%とする履行措置を講じた。なお、近年我が国が他国から調査を受けた事例はないが、世界ではアンチ・ダンピング税と並んで相殺関税がしばしば利用されており、米国やEUも頻繁に発動している(図表6-5参照)。

(注) 我が国は、パキスタンからの綿糸に対して 1983年4月に調査を開始したが、1984年2月に パキスタンが当該補助金制度を廃止したため、 相殺関税を賦課しないこととして調査を終了し た。なお、ブラジル産フェロシリコンに対して も、1984年3月に相殺関税賦課の申請がなされ たが、同年6月に申請が取り下げられたため、 調査は開始されなかった。

<図表6-5> 相殺関税に関する主要国の調査開始件数及び賦課件数

			主要国の調査開始件数														
国	名	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008年	合計	件数
爿	色国	3	1	6	12	11	7	18	4	5	3	2	3	7	3	85	50
鬄	憂州	0	0	1	0	1	0	0	1	3	0	0	1	0	1	8	2
カ	ナダ	3	0	0	0	3	4	1	0	1	4	1	2	1	2	22	12
1	ΝZ	1	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	4
I	EU	0	1	4	8	19	0	6	3	1	0	3	1	0	1	47	23
E	本	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	1

出典:GATT/WTO文書

補助金・相殺措置を巡る紛争については、GATTの中でも最も紛争の多い分野の1つであった。GATT時代に紛争が多かった背景としては、旧補助金協定において補助金の定義が曖昧であったこと及び相殺関税の発動手続規定の解釈に関して各国において隔たりが見られたこと等が挙げられるが、そもそも産業の保護育成のために交付される補助金をどのように評価するかについて、基本的な理念の対立が底流にあったと言える。また、紛争の内容については、補助金、損害及びその因果関係についての認定を恣意的に行って相殺関税を不当に課しているとして輸出国が争う事例が多かったほか、国内補助金の交付が輸入品を国内市

場から閉め出して当該国が行った関税譲許の利益を実質的に無効化しているとして争われる案件が見られた。WTO発足直後は、パネルの設置に至るケースが減少傾向となった時期もあったが、その後禁止補助金の紛争等を巡り、パネルに至るケースは依然として少なくない(資料編第3章WTO発足後の紛争案件参照)。

また、金融危機を契機に、各国で個別産業救援 策導入の動きがみられる。こうした措置について も、今後仮に他国の産業に損害等をもたらす場合 には、相殺関税賦課の対象、あるいは、紛争処理 手続で係争される可能性もある。

<図表6-6> 補助金を巡る紛争案件の推移

	1981~ 1985	1986~ 1991	92	93	94	95	96	97	98	99	00	01	02	03	04	05	06	07	08年
相殺関税	0	5	1	2	1	0	0	0	0	1	1	0	1	3	2	1	2	1	1
その他	3	2	1	0	0	0	0	1	7	2	5	1	0	2	2	0	1	1	1
合計	3	7	2	2	1	0	0	1	7	3	6	1	1	5	4	1	3	2	2

出典:GATT/WTO文書

#### (5) 経済的視点及び意義

先端技術の研究開発プロジェクト等に対して政府が支援することは、それに関係した産業の発展を促すだけでなく、その技術開発効果が他の分野で応用されることもしばしば見受けられることであり、こうした研究開発への支援は、国内経済の

みならず世界経済の発展に資する場合もある。また、国際競争力を失った国内産業に対して当該産業からの退出を促すための過剰設備の廃棄に補助金を交付することは、これを通じて産業構造調整・雇用調整が円滑に進められた場合には、資源の適正配分を実現するだけでなく、競争力のある

産品の輸入を適切に招来する効果も期待される。

しかし、補助金によっては、国内産業に国際競争力がないにもかかわらず、その交付を通じて当該産業を不当に保護し、貿易を歪曲する効果をもたらす場合があるだけでなく、構造調整という名の下で本来あるべき産業の調整過程をいたずらに遅延させる場合がある。このような補助金については、短期的には外国の産品との競争条件が自国にとって有利になることから、当該産品を生産している国内産業の利益を確保又は拡大し、当該産業における雇用の安定等に役立つ場合もある。しかし、ともすれば厳しい競争環境における生産性向上、合理化に向けた企業努力を阻害する等の悪影響を及ぼし、中長期的には当該産業の発展や国内の資源の適正配分を阻害することにもなる。世界経済から見ても、本来達成されるべき国際分業

が阻害され、資源の適正配分がなされなくなり問題である。また、短期的な市場の失敗を補完するための補助金であっても、ともすれば、その目的・期間がゆがめられる可能性があることに留意する必要がある。

更に、ある国の補助金政策が別の国の産業に損害を与え(近隣窮乏化政策)、結果的に相手国の対抗的な補助政策を誘発して補助金競争を招く場合には、当該産品に関する適正な競争条件が損なわれるだけでなく、いたずらに両国の財政状況の悪化又は納税者の負担を増大させることとなり、何ら経済厚生を高めるものとはならないと言えよう。

なお、不当な相殺関税の賦課も、当該産品の貿易に深刻な影響を与え、貿易の流れを歪曲させる ことから、回避されるべきであることは言うまで もない。

# 2. 主要ケース

# (1) 米国及びEUによる韓国産DRAMに 対する相殺関税措置(DS296, DS299)

アジア通貨危機を背景とした、韓国開発銀行等 による社債引受、並びに2001年に行われた韓国政 府及び関係金融機関による新規融資、債務繰り延 べ等の再建支援策から利益を受けた韓国のハイニ ックス社及びサムソン社製造のDRAM(記憶保 持動作を必要とする随時書込み及び読出しが可能 な半導体記憶素子) 輸入により、国内産業への損 害が発生したとして、EUは2002年7月25日に、 米国は同年11月27日に、それぞれ相殺関税調査を 開始した。EUは2003年4月23日に仮決定、同年 8月22日にハイニックス社等に34.8%(サムスン 社は0%)の相殺関税を賦課する最終決定を、米 国は2003年4月7日に仮決定、同年6月23日にハ イニックス社等に44.71%(サムスン社は0.04%で デミニマス) の相殺関税を賦課する最終決定を発 表した<sup>(注)</sup>。

(注) その後、米国はハイニックス社からの指摘を受け、2003年7月に相殺関税率を変更し、ハイニックス社等に44.29%、サムスン社は0.04%(デミニマス)とした。

これに対して、韓国政府は、2003年6月30日付けで米国に対して、また、7月29日付けでEUに対してWTO紛争解決手続に基づく協議要請を行った。しかし、両協議とも本件紛争の解決には至らなかったため、韓国政府は、同年11月21日に米国・EUそれぞれの案件に係るパネル設置要請を行い、2004年1月23日の紛争解決機関定例会合において両パネルが設置された(我が国、中国、台湾が第三国参加。EU、米国も相互に第三国参加)。

米国の相殺関税についてのパネル報告 (DS296) は、2005年2月21日に配布されたが、韓国、米国ともに上訴し、6月27日に上級委報告が配布、7月21日に紛争解決機関 (DSB) 会合にて採択された。上級委は、米国の相殺関税措置をWTO協定

違反であるとしたパネルの判断について、証拠の 認定に関するパネルの審査方法等に誤りがあると し、パネルの判断を取り消した。但し、米国の当 該認定自体がWTO協定整合的か否かの判断には 立ち入っていない。米国は、パネルに違反を認定 されつつも上訴の対象としなかった因果関係部分 について再認定を行い、2006年2月13日、米国の 国内産業が韓国からの輸入により実質的な損害を 受けたとする当初の決定を継続する旨の再決定を 行った。なお、本相殺関税については、事情変更 レビューが実施され、2008年10月、撤廃が決定さ れた。

EUの相殺関税調査についてのパネル報告 (DS299) は、2005年6月17日に配布され、8月3日のDSB会合にて採択された。パネルは、EU が認定した補助金の一部について委託・指示の存在が十分立証されていないこと、因果関係の立証に不十分な点があること等を補助金協定違反と認定したものの、その他の補助金の大部分について政府の委託・指示の存在を認める等、EUの認定を相当程度肯定する内容となっている。このパネル報告を受けてEUは認定の見直しを行い、2006年4月に相殺関税率を32.9%に変更した。なお、本相殺関税措置については、事情変更レビューが実施され、2008年4月、撤廃が決定された。

# (2) 日本による韓国産DRAMに対する 相殺関税措置(DS336)

上記(1)と同様、アジア通貨危機を機に深刻な 経営危機に陥った韓国ハイニックス社が、韓国政 府系金融機関や民間銀行から新規融資、債務免除 等の支援措置を受けて、DRAMを輸出したこと により、国内産業に損害を与えている疑いがある として、2004年6月16日、我が国半導体企業2社 (エルピーダメモリ株式会社及びマイクロンジャパン株式会社)から相殺関税課税申請が提出された。 我が国は、2004年8月4日に、補助金の交付を 受けた輸入の事実及び我が国の産業の損害の事実 等の有無等について調査を開始した。その結果、 ハイニックス支援措置が政府の補助金に該当し、また、当該補助金の交付を受けたハイニックス社製品の輸入により我が国産業に損害が発生しているという事実が認められた。このため、2006年1月27日より韓国産ハイニックス社製DRAMに対して27.2%の相殺関税を賦課している。

これを受けて、韓国は、我が国の相殺関税調査 における補助金の認定等が補助金協定に違反する として、2006年3月14日に我が国に対してWTO 紛争解決手続上の二国間協議の要請を実施し、同 年4月25日、ジュネーブにおいて、第三国参加の 米国及びEUを交えて二国間協議を行った。しか し、同協議では解決には至らなかったため、韓国 は、WTO紛争解決機関(DSB)会合にて本件に 関するパネルの設置を要請し、同年6月19日の DSB会合においてパネルが設置された(米国、 EU、中国が第三国参加)。12月5、6日及び2007 年1月23、24日開催のパネル会合を経て、2007年 7月13日のパネル報告配布後、我が国、韓国とも に上訴し、11月28日に上級委報告書が公表され、 12月17日の紛争解決機関 (DSB) 会合にて採択さ れた。

上級委は、我が国が認定した一部の補助金 (2002年措置) について、証拠の認定に関するパ ネルの審査基準の誤りを指摘し、我が国が行った 当該補助金に係る委託・指示の認定が協定違反で あるとしたパネルの判断を覆したが、当該補助金 によりハイニックス社に利益が生じたとする我が 国の認定には瑕疵があるとするパネル判断は支持 した。また、補助金利益の算定方法が国内法令に 規定されていないとしてパネルが違反を認定した 点については、上級委はパネルの判断を覆した。 更に、一部の補助金(2001年措置)の利益は、相 殺関税賦課時には残存していなかったとして、パ ネルが違反を認定した点について、上級委はパネ ルの判断を支持した。なお、韓国が上訴を行った 論点については、上級委はすべてパネル判断を支 持している。

2008年1月30日、我が国はWTO勧告を履行す

るための調査を開始し、同年9月1日に相殺関税率を9.1%とする履行措置を講じた。

なお、本履行措置については、2008年9月23日、韓国の要請に基づきWTO履行パネルが設置されたが、2009年3月5日、韓国政府の要請により、当該パネルの検討は停止されることとなった。

# (3) EU・韓国間の造船紛争 (DS273, DS301)

EUは、韓国政府が大宇重工業等、商用船を製造している企業について債務免除、出資転換等の支援を行っており、これが補助金協定に違反するとしてWTOに申立てを行い、2003年7月21日にパネルが設置され、2005年3月7日にパネル報告(DS273)が配布された。パネルは、EU側の禁止補助金に関する主張は認め、韓国にその廃止を勧告したが、EU側の「著しい害」についての主張は退け、同年4月11日のDSB会合にて採択された。

他方、韓国も、EUの商用船製造業への補助金 はWTO違反であるとしてWTOに申立てを行い、 2004年3月19日にパネルが設置され(DS301)、 2005年4月22日パネル報告が配布された。我が国 は、造船業に対する国際競争への影響を懸念し、 EU・韓国の双方のパネルに第三国参加を行った。 韓国は、EUの商用船製造業への補助金は補助金 協定第32.1条及びGATT第3条第4項、同第1条 第1項に反することに加えて、当該補助金が、 EUの暫定的防衛制度(TDM:Temporary Defensive Mechanism to shipbuilding) の下、韓 国の補助金措置により悪影響を被ったEUの造船 業を支援するために交付されたものであること は、一方的措置を禁止するWTO紛争解決了解 (DSU) 第23条にも違反すると主張した。パネル は、まず補助金協定第32.1条、GATT第3条第1 項、同第1条第1項違反に関しては、韓国の主張 を認めず違反なしと判断した。他方、DSU第23 条に関する申立てについては、TDM規則のデザ インと構造は、紛争解決手続の開始から終了まで の期間に適用を限定するものであり、WTO紛争 解決手続と同じ種類の是正を求めるものと解され、また、韓国による当該補助金交付を変更するインセンティブを創出する効果をTDM規則が有することを理由に、パネルはTDM規則を違反の是正を求める措置と認定している。このようにTDMのメカニズムはWTO紛争解決と同じ種類の是正を求めるものであり、DSU第23.1条に違反するとパネルは認定した。当該パネル報告書に対して上訴はなく、2005年6月20日、DSB会合にて採択された。なお、TDM規則は2005年3月31日に有効期間が終了している。

# (4) 米国とEUの民間航空機補助金に関する紛争(DS316・347, DS317・353)

1980年代後半、欧州エアバス社はEU各国政府 (英・仏・独・西)の補助金を活用し民間航空機 市場のシェアを大幅に拡大した。これに対し米国 はEUの航空産業助成制度はGATT補助金協定違 反であるとして、1991年5月に当時のEECに対し て(旧)補助金協定に基づいて協議要請した。 1992年7月、米・EUは、国の直接助成は総開発 コストの33%を上限とするなどを盛り込んだ民間 航空機協定に合意し(いわゆる「エアバス合意」)、 米国は同要請を取り下げた。

しかし、2003年に入り、エアバス社の納入機数がボーイング社を大幅に上回ったことを受けて、 米はエアバス社に対するEUの補助金について再度批判を開始し、EU各国政府によるいわゆる「ローンチ・エイド」等はエアバス合意及びWTO補助金協定違反であると主張。2004年10月6日、 米国はEUに対してWTO紛争解決手続に基づく二国間協議を要請するともに(DS316)、EUの助成制度は92年のエアバス合意に違反しているとして同協定の即時破棄を通告した。同時に、EUも米国に対し米国の航空機助成がWTO補助金協定違反であるとして協議要請を行うとともに(DS317)、 米国によるエアバス合意の一方的な破棄は認めない旨主張した。 その後、米・EUは2005年1月にWTOの紛争手続をいったん停止し、エアバス合意に替わる新協定の締結に向け交渉を開始したが、同交渉は不調に終わり、同年6月13日に開催されたDSB特別会合において、両者はパネル設置の承認を要請。翌7月20日のDSB定例会合において米・EU双方のパネルが設置され、我が国のほか、豪州、ブラジル、カナダ、中国、韓国の6か国が双方のパネルに第三国参加した(DS316は、パネル会合が終了し、現在、パネル報告書の発出待ちの状態)。

更に、2006年1月31日、米国は、英国ウェールズ地方政府のエアバスUK社に対する補助金交付に関し、現在設置されているパネルに加えて、当該補助金を対象とした新たな協議要請を行い、同年4月10日に追加パネル(DS347)が設置された(なお、追加パネルは、DS316のパネル審理が終了するまで手続が一時停止となっている)。

一方、EUは、DS317のパネル論点より広い論点を取り上げるため協議要請を行い、同年2月17日に追加パネル(DS353)が設置された(DS317、DS353は併合されたが、その手続は停止)。当初、2008年6月にDS316及びDS353のパネル報告書発出が予定されていたが、2009年中に延期となっている。

# (5) 針葉樹製材紛争 (DS236, DS257, DS264, DS277)

カナダの森林は、その多くが州有林・連邦有林 で占められており、州がスタンページ制度(州有 林・連邦有林の伐採権を払い下げる制度)を運用 することにより、州内の製材業界へ針葉樹の木材 を供給している。

米国国際貿易委員会(USITC)が、このスタンページ制度下のカナダ産輸入針葉樹製材の輸入によって米国針葉樹製材業界に損害をもたらす恐れがあるとの最終決定を行った後、米国政府は、2002年5月22日より相殺関税(一律適用18.79%)、ダンピング防止税(企業ごとに設定。平均8.43%)を賦課した。

カナダ政府は米国が賦課した相殺関税がWTO協定に抵触していると主張し、カナダ政府の要請によりWTO紛争解決了解に基づくパネルが、仮決定については2001年12月5日(DS236)、最終決定については2002年10月1日に(DS257)設置された。

2002年9月27日、仮決定についてのパネル (DS236) は、①スタンページ制度はWTO協定上の補助金に該当するものの、②米国の調査は協定違反であるとの最終報告書を示し、11月1日に DSB会合で採択された。

2003年8月29日、最終決定についてのパネル (DS257) も仮決定パネル (DS236) と同様の判断 を含む報告書を示したが、10月21日、米国はこれ を不服として上級委に上訴した。2004年1月19日、 上級委は、米国商務省の調査における補助金の計 算方法は協定違反とするパネルの判断は覆したも のの、補助金の転嫁分析を怠ったことはWTO協 定違反であるとの報告書を示し、2月17日にDSB 会合でこれらが採択された。米国商務省は、DSB の勧告及び裁定に従う措置であるとして、12月6 日に修正された相殺関税決定を発令し、また12月 20日には第1回行政見直しの最終決定を発令し た。カナダ政府はこれらの措置を不服として、当 該措置とWTO協定との整合性等を判断するため のパネル設置を求めた結果、2005年1月14日、履 行パネルが設置された。8月1日にパネル報告書、 12月5日に上級委報告書が配布され、米国商務省 のこれらの措置はWTO協定に違反している等と する裁定がなされた。

なお、米国が行ったアンチ・ダンピング最終決定についても、カナダ政府の要請により、2003年1月8日にパネルが設置され(DS264)、2004年4月13日にパネル報告書、8月11日に上級委の報告書が示された。その結果、米国商務省のダンピング最終決定はゼロイングを適用したものであってWTO協定に違反している等との裁定がなされた(8月31日DSB会合で採択)。これを受けて、米国商務省は、2005年4月15日、アンチ・ダンピ

ング最終決定の修正決定を発令したが、カナダはこの修正決定はなおWTO協定に違反しており、紛争解決機関の勧告及び裁定に従った措置ではないと主張して、履行パネルの設置を要請し、2005年6月1日、履行パネルが設置された。2006年4月3日、米国の措置はWTOに整合的であり紛争解決手段の勧告及び策定に従ったものである旨の履行パネル報告書が出されたため、カナダは上級委員会に上訴した。同年8月15日に上級委員会はパネルの結論を覆し、米国の措置はWTO協定違反であり勧告及び策定に従っていないとする報告書を配布した。

また、USITCの損害認定についても2003年5月 7 目にパネルが設置され(DS277)、2004年 3 月 22日にはUSITCによる調査はWTO協定違反であ る旨のパネル報告書が示され、2004年4月26日、 DSB会合にて採択された。これを受けて、 USITCは、2004年11月24日に修正決定を発令した が、カナダはこの修正決定はなおWTO協定に違 反しており、DSBの勧告に従った措置ではないと 主張して、2005年2月25日、履行パネルが設置さ れた。同年11月15日、履行パネルはUSITCの修正 決定はWTO協定には違反していないとするパネ ル報告書を発出したため、カナダは上級委員会に 上訴した。2006年4月13日に上級委員会は報告書 を配布し、USITCの修正決定はWTO協定違反で あると認定し、米国の措置はDSBの勧告に従った ものであるというパネルの結論を破棄する等の裁 定を下した。

2006年9月12日、両国間で、本件紛争を包括的に解決する合意が締結され、同年10月12日に発効した。本合意には、米国がアンチ・ダンピング税及び相殺関税を遡及的に撤廃し、2002年度以降の累積課税額約50億米ドルのうち、40億米ドルをカナダに返還(残る10億米ドルは、米国製材業界向けの資金等に充当)すること、また、本合意の有効期間内に新たな調査を開始しないことが含まれている。一方、カナダは、米国国内価格が一定水準を下回った際に、輸出税の徴収若しくは輸出税

と数量制限の併用のうちいずれかの措置を採ることとなっている。具体的には、輸出税率は軟材製品の月平均価格に連動して0%から15%の間で段階的に設定される。また、米国内のカナダ産木材市場シェアが低下した場合等には、カナダは、徴収した輸出税を輸出者に還付することになっている。

本合意の有効期間は7年であるが、両国の合意により2年の延長が可能である(但し、発効から18か月経過後は、相手国に6か月前に書面で通知することにより本合意を終了させることができるとする規定も含まれている)。

米国は、2007年8月、カナダによる追加的輸出管理措置発動の基準となる輸出量の決定にあたり、カナダが米国における消費量の減少を考慮に入れていないことは合意に違反しているとして、救済を求めてロンドン国際仲裁裁判所に提訴したが、2008年3月、ロンドン国際仲裁裁判所は、米国の主張を退けた。並行して米国は、2008年1月、ケベック州及びオンタリオ州による減税や補助金交付が、カナダが合意において行わない旨を約束した輸出管理措置の迂回にあたるとして、同裁判所に提訴を行っている。

# (6) EUの砂糖補助金に関する紛争 (DS265, DS266, DS283)

近年の補助金紛争の中で注目度が高いものとして、EUの砂糖に対する補助金紛争(DS265、266、283)と、(7)に記載する米国の綿花に対する補助金紛争(DS267)がある。両パネルともに米国・EUのWTO協定違反を認定しており(EU砂糖は農業協定違反、米国綿花は農業協定及び補助金協定違反を認定)、開発途上国が長年問題としてきた米国・EUによる農業補助金が、ラウンド交渉の場の他にWTOの紛争解決手続で違法性を問えるということを示したという意味で注目される。

EUの砂糖については、豪州・ブラジル・タイが紛争を提起し、パネル報告書が2004年10月15日に、上級委員会報告は2005年4月29日に発出され、5月19日のDSB会合において採択された。これを

受けてEUは、同年11月24日、農相理事会におい て砂糖制度の改革に関する決定を採択し、2006年 7月1日から適用している。同決定には、既存の 介入価格の指標価格による置き換えや、砂糖の指 標価格の引き下げ、テンサイ生産農家に対する所 得減少を補うための補助金の支給が含まれてい る。また、競争力のない生産者の転業を奨励する ため、EUの砂糖産業の自主的なリストラ制度を 導入することも定められている。EUは、このリ ストラ制度により生産割当量を2010年までに600 万トンあまり削減することを目標としているが割 当量の削減は思うように進んでいないため、2007 年9月26日、農業・漁業理事会にて、政治的合意 が形成され、リストラ制度は修正された。EUは、 この修正により380万トンの削減が可能になると 見込んでいる。

# (7) 米国の綿花補助金に関する紛争 (DS267) 等

米国の綿花補助金については、ブラジルが紛争 提起し、パネル報告は2004年9月8日に、上級委 員会報告は2005年3月3日に発出され、同月21日 にDSB会合において採択された。これを受けて米 国下院は、補助金協定違反とされた輸出信用保証 制度等を廃止する2005年財政赤字削減法案を2006 年2月に承認した。しかし、米国の履行は不十分 と主張するブラジルの要請により、2006年9月28 日に履行パネルが設置された。我が国は第三国参 加をしており、2007年12月18日、履行パネル報告 書が発出され、米国側が是正したと主張する高地 産綿花に対する国内支持制度は、依然として WTO協定違反であるとの判断がなされた。その 後、2008年2月12日に米国の要請により、履行パ ネルが設置されたが、6月2日、上級委報告書は、 依然として補助金およびWTO協定違反であると 判断し、米国の敗訴が確定した。これにより、ブ ラジルは年間最大40億ドルの制裁関税発動の権利 を得た。

なお、米国のとうもろこし等の農産物に対する

補助金について、2007年11月8日にカナダがパネル設置要請を行ったが、取り下げられた (DS357)。本ケースにおいてカナダは、米国のとうもろこし産業に対する補助金によって自国の市場が著しい害を受けていること、また輸出信用保証プログラムが輸出補助金に該当すること等を主張していた。

# (8) 米国の輸出企業促進税制 (ETI, 旧 FSC) (DS108)

米国は、国内で生産した物品を米国域外で販売 又はリースを行う外国企業(外国販売会社 (FSC: Foreign Sales Corporation))が得る収入 のうち、一定以上の米国産品を含む輸出収入の一 定部分を所得税の課税対象から控除するととも に、米国の親会社がFSCから受け取る配当金につ いても所得税の対象から控除していた。当該制度 は、主に米国の親会社が海外領等に設けた子会社 を通じて輸出活動を行う際に用いられていた。

EUは、1997年11月、当該輸出免税制度が補助 金協定第3条で禁止されている輸出補助金及び国 内産品優先使用補助金に該当するとして、米国に 対してWTO協定に基づく二国間協議を要請した が、問題の解決に至らず、1998年9月にパネルが 設置された(我が国は第三国として参加)。1999 年10月に、パネルは、FSC制度の下における税控 除は本協定上の輸出補助金に該当するとして当該 制度を2000年10月までに廃止することを勧告した (他方、国内産品優先使用補助金については、認 定を行わなかった)。2000年2月、上級委員会は パネルの判断を支持したため、米国は2000年11月 1日までにFSC制度を撤廃することを表明し、 FSC廃止及び改正法案の審議を議会で開始、同年 11月17日、FSC廃止法案並びに改正法(域外所得 排除法、ETI: Extraterritorial Income Exclusion Act of 2000) が大統領の署名を得て成立した。

このETIについて、米国は、①商品(サービスを含む)が米国内で生産されることを要件としていないことによって、税額控除対象の拡大が図ら

れたため、輸出補助金に該当しない、②歳入法典 を改正し、一定の条件を元に生産された商品(サ ービスを含む)を域外で販売、リースすることに よって得られた所得に係る税額控除を歳入法典か ら除外することとしたので、補助金協定上に定め る補助金に該当しない旨を主張した。これに対し EUは、ETIは、①未だ米国外での販売を条件付 けており輸出補助金に該当すること、②50%以上 の米国コンテントを要件としており国内産品優先 補助金に該当すること、更に③経過措置として 2000年11月以降もFSCを継続できるとしているこ とは、2000年11月1日までに廃止するとの決定に 違反することから引き続き補助金協定違反である と主張し、DSU第21.5条に基づきETIのWTO整合 性を判断するパネル(第一回履行パネル)の設置 を求めた。また同時に、米国製品に対する対抗措 置候補リストを提出し対抗措置発動に向けた準備 を進めた。

2001年8月、第一回履行パネルは、EU及び我が国等の主張を全面的に認め、ETIは補助金協定及び農業協定上禁止される輸出補助金に該当するとともに、ローカルコンテント要求はGATT第3条の内国民待遇違反であると認定した。米国は、10月、税額控除を受けるための方法が輸出に限定されないことから、必ずしもETIと輸出は直接的な因果関係にあるのではないとして、ETIが輸出補助金にあたらないと反論、上級委員会に上訴したものの、2002年1月、上級委員会はパネルの判断を支持し、ETIを協定違反とする判断を下した。

ETIを巡る最大の論点の1つに、補助金協定と外国源泉所得に対する二重課税防止との関係を巡る問題がある。米国は、ETIは外国源泉所得に対する二重課税防止を目的とした制度であり、係る制度は補助金協定附属書Iの注3(Footnote 59)において認められていることから、禁止補助金である輸出補助金には該当しないと強く主張していた。これに対し、EU及び我が国等は、ETIはFSCを単に「化粧直し」したものに過ぎず、輸出補助金であることは明らかであること、また、

ETIによる税額控除の範囲は選択的であり、二重 課税防止を目的とした制度であるとの米国の主張 は受け入れ難いなど、米国の主張に反論した。

本件の対抗措置の規模については、仲裁により、2002年8月、EUの主張である約40億ドルの金額が認められた。

ETI廃止法案である「米国雇用創出法」は、 2004年10月22日に大統領署名を得て成立した。こ れを受けてEUは、同法が施行される2005年1月 1日に対抗措置(2004年3月1日発動)を一時的 に解除する一方、同法に関する履行パネル(第二 回履行パネル) の設置を要請し、2005年2月17日 に設置された。EUは、①ETI廃止までの経過期 間中(2年間) ETIによる利益の一部が継続する こと(「経過規定」)、②2003年9月17日以前に締 結された契約についてはETI法廃止後も利益の存 続が認められること(「祖父条項」)等を主張した。 これに対して米国は実体法上の反論は行わず、第 一回履行パネルが新たな勧告を行わずに原手続の DSB勧告が有効であると述べたにとどまったこと を捉えて、第一回履行パネル・上級委員会の勧告 はETI法に関連しないとの主張を行った。パネル は米国の主張を退け、「米国雇用創出法」により FSC及びETI補助金が存続する限りにおいて、米 国がDSB勧告を完全に実施したとはみなせないと の判断を下し、2005年9月30日に履行パネル報告 書が配布された。2006年2月13日、上級委員会は パネルの判断を全面的に支持し、米国は依然とし てDSB勧告に従っていないと結論づけた。

米国議会は同年5月、「米国雇用創出法」の祖 父条項を廃止する条項を含む減税法案を可決し た。これを受けEUは、対抗措置の停止期間を5 月29日まで延長すること、また、5月26日までに ブッシュ大統領が減税法案に署名すれば、対抗措 置の発動について定めた規則を5月29日をもって 廃止することを規定する理事会規則を採択した。

5月17日、ブッシュ大統領が同法案に署名を行ったことを受け、EUの対抗措置の発動規則は同月29日をもって廃止された。